

岩手県告示第234号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和元年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年7月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社田村建築
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町一戸字小井田30番地9
 - ウ 代表者の氏名 田村義孝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第4169号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和元年7月2日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和元年7月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 山田建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市宇部町第6地割17番地2
 - ウ 代表者の氏名 山田朋康
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第4246号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和元年7月19日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和元年7月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 盛岡ハウスセンター株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西松園一丁目10番3号
 - ウ 代表者の氏名 澤口進
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5533号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和元年7月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成31年4月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社双葉技建
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根油地28番地1
 - ウ 代表者の氏名 盛山稔
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第5804号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年4月23日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和元年8月7日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社山田左官工業
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町北田字道地45番地1
- ウ 代表者の氏名 山田要
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第7631号
- (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年8月6日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和元年7月3日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 中道建設株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町大野第61地割25番地2
- ウ 代表者の氏名 中塚勝行
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第8866号
- (3) 処分の内容 屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年7月3日付けで屋根工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和元年7月24日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社沖野工務店
- イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字大釜94番地2
- ウ 代表者の氏名 沖野正弘
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第9277号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年7月22日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和元年8月5日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社燦ケミカル
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ六丁目1番23号
- ウ 代表者の氏名 三上誠
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-01)第9553号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年8月2日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 令和元年8月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 アスピレーション
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西安庭旭台278番地18

ウ 代表者の氏名 齊藤昭治

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第10043号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年7月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和元年7月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 Y. c o m

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割10番地3 B棟

ウ 代表者の氏名 八木澤隆幸

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第20932号

(3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年7月8日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成31年4月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 赤羽根建設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢羽田町字赤羽根63番地

ウ 代表者の氏名 佐藤正良

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第60004号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年4月17日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 令和元年7月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 安保設備

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺愛宕字落合5番地1

ウ 代表者の氏名 安保好和

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第60262号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年7月26日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 令和元年7月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ささき建築

イ 主たる営業所の所在地 宮古市田老字西向山119番地14 檜内仮設住宅1-7棟1号

ウ 代表者の氏名 佐々木敬貴

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第120163号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年6月27日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。